

2026年1月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

明治安田アセットマネジメント株式会社(代表取締役社長 中谷 友行、以下「当社」)は、「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定を行いました。改定後のガイドラインは、2026年4月以降に開催の株主総会より適用を開始します。

当社は、企業との対話等を踏まえて、定期的にガイドラインの内容を精査し、必要に応じて改定を行っています。改定後のガイドラインについて、適用日よりも事前に開示することで、次の株主総会までの十分な準備期間の確保と、投資先企業との効果的な対話機会の増加を目指します。

今回の改定は、以下の項目です(詳細は[こちら](#)をご覧ください)。

- ① 社外取締役の独立性判断基準「主要株主(持ち株比率10%以上または上位10位内)自身、またはその業務執行者でないこと」について、「上位10位内」を削除し、他方、主要株主における業務執行者期間を「現任」から「過去3年内」に拡大
- ② 一般財団法人等への自己株式の抛出(譲渡)に関する判断基準を新設
- ③ 元社長・CEO等が就く顧問・相談役等の廃止を求める株主提案について、判断基準を新設
- ④ 剰余金配当等の決議機関の変更を求める株主提案について、判断基準を新設

なお、当社のお客さまの利益極大化に資することが議決権行使の目的であり、対象企業の状況等を踏まえ、ガイドラインと異なる判断が適切と考えられる場合は別途協議を行い、ガイドライン以外の内容での行使も可能とします。

今後も議決権行使指図にかかる高度化を進め、インベストメント・チェーンの一員を成す機関投資家としての機能を発揮し、資本市場の発展と持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

以上